# 精神障害者の不法行為と監督義務者の責任

城 内 明

最高裁第三小法廷平成28年3月1日判決(平成26年(受)第1434号、平成26年(受)第1435号、損害賠償請求事件、民集70巻3号681頁、判時2299号32頁、判夕1425号126頁)(破棄自判)第一審:名古屋地裁平成25年8月9日判決(平成22年(ワ)第819号、民集70巻3号745頁、判時2202号68頁)

原 審: 名古屋高裁平成26年4月24日判決(平成25年(ネ)752号、民集70巻3号786頁、判時2223号25頁)

## 1. 問題の所在

本判決は、責任能力を欠く精神障害者 A の徘徊中の鉄道事故につき、鉄道会社 X が、A の妻  $Y_1$ 、長男  $Y_2$ らに民法714条等に基づく損害賠償を求めた事案(いわゆる「JR 東海事件」)の上告審判決である。判決は、Y らが民法714条所定の法定監督義務者にも、これに準ずべき者にも当たらないとして、Y らの賠償責任を否定した。

本判決は、保護者や配偶者・成年後見人が法定監督義務者に当たらないこと、法定監督義務者に該当しない者であっても、その者が「監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合」には、民法714条1項が類推適用されることを明らかにする一方、適用ないし類推適用される民法714条が義務者にいかなる義務を課すかについては、何も明らかにしていない。誰に義務を課すかについての判断は、いかなる義務が課されるかを抜きにしては評価できないところ、民法714条に係る従前の判例の解釈は、障害者権利条約およびこれを承けた国内法に保障される精神障害者の行動の自由や地域に生きる権利を奪うものといわざるを得ず、民法2条の要請にも反することから根本的な変更を余儀なくされている。

上述の通り、本判決は、監督義務の内容については何ら言及していないのであって、この限りで、義務内容に係る解釈は開かれている。本稿は、本判決を踏まえ、精神障害者の権利保障に沿う形で、精神障害により責任能力を欠くに至った者(以下、「精神障害者」)に対する監督義務の再構成を試みることで、本判決の評釈としたい<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 本評釈は、民法714条の義務内容を本稿のように再構成する限り、監督義務者の範囲については、本判決法廷 意見に基本的に賛同する。すなわち、保護者や成年後見人・配偶者であるだけで直ちに法定監督義務者にあたる とはいえないとする一方、本稿に論じる監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、衡 平の見地から民法714条1項の準用が認められるべきものと考える。

なお、本評釈は、本件事案につき、 $Y_1$ 、 $Y_2$ 、 $Y_3$  のいずれもが準監督義務者にあたると判断した上、義務違反を否定する。岡部意見・大谷意見は、 $Y_3$ につき同じ判断を採っており、本評釈との異同が問題となるが、両意見が前提とする監督義務の理解は、本稿に再構成された民法714条の義務内容とは全く異なることに注意されたい。

## 2. 事実の概要

平成19年、A(認知症・当時91歳・要介護 4)は徘徊中の鉄道事故により死亡した。事故当時、Aは、週 6 回デイサービスを利用した上、事務所を兼ねた自宅で、妻  $Y_1$ (当時80歳、要介護 1)及び遠隔地に居住する長男  $Y_2$ の妻 B(介護の為、近隣に単身転居)による充実した介護をうけていた。なお、 $Y_2$ も、月に 3 回程度、週末に A 宅を訪ねると共に、B から A の状況について頻繁に報告を受けていた。

A には認知症による見当識障害があり、過去2度の徘徊歴がある。これを契機に、 $Y_1$ は自宅玄関にセンサー付きチャイムを設置。B も上着に連絡先を縫い付ける等の対策をとっていた。

事故当日、A は福祉施設の送迎車で帰宅し、その後  $Y_1$ と二人きりになっていたところ、 $Y_1$ がまどろんで目を閉じている間に外出し、隣駅のホーム上、未施錠のフェンス扉からホーム下に降りたところを列車に衝突して死亡した。A が外出した事務所出入口にはセンサー付きチャイムが設置されていたが、A は日中、排尿等のため、この出入口から頻繁に出入りしていたこともあって、電源は切られたままであった。

鉄道会社 X は、Y らに対し、本件事故により列車に遅れが生ずる等の損害を被ったとして、 民法709条又は714条に基づき、719万円余の損害賠償を求めた。なお、A は本件事故当時、 責任能力を欠いていた。

1審判決は、 $Y_2$ について民法714条の法定監督義務者ないし代理監督者に準ずべき者としての責任、 $Y_1$ について民法709条の責任を肯定し、損害全額の賠償を命じた。一方、原審判決は、 $Y_1$ につき、民法752条の夫婦の同居義務及び協力扶助義務を根拠として A に対する監督義務を肯定し、民法714条 1 項の責任を認めたが、諸事由を総合考慮して賠償額を 5 割減額した。

## 3. 判決要旨(破棄自判)

#### (1) 法定監督義務者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下、「精神保健福祉法」)上の自傷他害防止 監督義務が平成11年に廃止され、後見人の禁治産者に対する療養看護義務も、成年後見人が その事務を行うに当たっての身上配慮義務に改められたことからすると、「保護者や成年後 見人であることだけでは直ちに法定の監督義務者に該当するということはできない」。

民法752条の夫婦の同居・協力・扶助義務は、第三者との関係で夫婦の一方に作為義務を課すものではないこと、同居義務は履行を強制できないこと、協力義務はそれ自体抽象的なものであること、扶助義務から直ちに第三者との関係における監督義務を基礎付けることはできないことから、同条は責任無能力者の監督義務を定めたものとはいえず、「精神障害者と同居する配偶者であるからといって、その者が民法714条1項にいう『責任無能力者を監督する法定の義務を負う者』に当たる」とはいえない。

## (2) 進監督義務者

「法定の監督義務者に該当しない者であっても、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合」には、衡平の見地から法定監督義務者に準ずべき者として、民法714条1項が類推適用される。

ある者が、精神障害者の法定監督義務者に準ずべき者に当たるか否かは、「諸般の事情を 総合考慮して、その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ 容易であるなど衡平の見地からその者に対し精神障害者の行為に係る責任を問うのが相当と いえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべきである。

 $Y_1$ は、当時85歳で要介護1の認定を受けており、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが現実的に可能な状況にあったとはいえない。 $Y_2$ も、Aの介護に関する話合いに加わり、BがAの介護を補助していたものの、 $Y_2$ 自身は20年以上もAと同居しておらず、1箇月に3回程度週末にA宅を訪れていたにすぎないから、Aを監督することが可能な状況にあったとはいえない。いずれも、監督義務を引き受けていたとみるべき特段の事情がなく、精神障害者であるAの法定監督義務者に準ずべき者に当たらない。

# 4. 民法714条に係る現状分析

#### (1) 精神障害者に必要とされる監督の内容

民法714条は、責任無能力者の他害行為の防止に係る監督義務を法定義務者に課すが、その義務内容につき、条文上は、責任能力を欠く未成年者(以下、「未成年者」)に対する監督(民法712条)と、精神障害者に対する監督(民法713条)を区別していない。もっとも、未成年者が、規範の獲得過程にあるが故に責任能力を欠くと判断されるのに対し、後者の多くは、獲得した規範を障害により適切に参照できないが故の責任無能力であって、他害行為の防止に向けた監督の内容も異なって当然である。以下、若干敷衍しよう。

未成年者についてみるならば<sup>2</sup>、他害行為防止のために重視されるのは規範の獲得(内面化)である。適切な指導監督によって他害禁止規範を内面化し、本人が内発的に他害の危険ある行為を回避するよう仕向けることが、未成年者に対しては根本的な他害行為防止策となる。最高裁は、サッカーボール事件上告審判決(最一小判平成27·4·9 民集69巻 3 号455頁)において、親権者が、民法714条 1 項の監督義務として、責任能力を欠く未成年者に対し、「人身に危険が及ばないよう注意して行動するよう日頃から指導監督する義務」を負うことを指摘するが、これはまさに規範の内面化に向け、親権者が適切な指導監督(しつけ)を行うべきことを指摘するものと考えられよう。そもそも、他人の権利・法益を侵害してはならないというのは、社会生活を営む上で基本となる規範であり、他害行為を適切に回避できないようでは社会生活は営めない。幼児期から児童期にかけての第一次社会化の過程で、民法820条により「子の監護及び教育をする」義務を負う親権者は、「子の利益のため」、規範の内面化に向けた指導監督義務を負うのである。

<sup>2</sup> 詳細は、城内「責任能力を欠く未成年者に対する親権者の監督義務」法時89巻2号(2017年)124頁参照。

むろん、子が危険な行為に出る可能性を具体的に予見できる場面等では、親権者には、子の内発的な回避に期待するだけでなく、より直接的な他害行為の防止措置(直接的な監視や物理的阻止)が要請されることもある。こうした規範の外的強制による他害行為の防止は、一見、子の内発的な行為回避とは対極にある。しかし、規範を内面化する過程で、何が危険で、いかなる行為が禁忌かを具体的に指導される経験は有益であり、その限りで、規範の外的強制もまた、「子の利益」としての規範の内面化に向けた指導監督の一環と位置付けることができるのである³。

これに対し、精神障害により責任能力を欠く者の多くは、いったんは規範を獲得していながら、障害により、この内なる規範を適切に参照することができない状態に陥ったものと考えられる。例えば、前頭側頭型認知症の場合、前頭前野が萎縮し、そもそも規範に照らした善悪の判断が困難となる。統合失調症やレビー小体型認知症における幻視・幻聴・妄想は、規範の適用の前提となる事実認識を誤らせる。認知症一般に認められる判断能力の低下は、認識した事実にいかに対処すべきかについての判断に係る障害である。脳血管性認知症にみられる感情失禁、うつ病や統合失調症等に典型的な希死念慮が昂じた場面では、冷静な規範的判断に耳を傾ける心の余裕を失うこともあろう⁴。このような状態にある者の他害防止に必要なのは、内なる規範の実現に向けた支援であり、急性期における衝動的な自傷他害を防止するための一時的な強制力の行使と考えられる。サッカーボール事件において示された責任能力を欠く未成年者に対する民法714条1項の監督義務に関する最高裁の判断が本件につき先例とならない所以である。

#### (2) 原審・第一審が前提とする監督義務

では、従来、精神障害者の監督義務者は、いかなる監督義務を負うと解されてきたのであろうか。本件第一審は、監督義務を負う  $Y_2$ につき、玄関センサーを設置したとしても、その他は単に家族に見守らせておくだけでは、常に目を離すことができない状態とされる Aが、家族の目を離した間に外出して徘徊し、その結果、自傷の危険はもとより、線路内への侵入等による他害の危険を生じることは具体的に予見可能であったとして、事務所出入口のセンサーの電源が切られたままになっていたこと、「在宅介護を続けるのであれば、A宅の近くに住み、(中略)民間のホームヘルパーを依頼したりするなど、Aを在宅介護していく上で支障がないような対策を具体的にとることも考えられた」が、「経済面での支障は全くうかがわれない」にもかかわらずこうした措置が講じられていないこと等をもって監督義務違反を認定する。原審も、監督義務者たる  $Y_1$ が、事務所センサーを作動させるという容易な措置をとらなかった以上、「一人で外出して徘徊する可能性のある A に対する一般的監督

<sup>3</sup> 親権者が規範の外的強制を義務づけられる根拠が、民法820条の「子の利益」にある以上、「子の利益」に反する強制は、たとえ他害行為防止に有益であったとしても、親権が、これを民法714条において義務づけられることはない。例えば、通常危険がなく、具体的場面において危険となることの予見可能性もない行為であっても、実際に危険な行為となり、他人の権利・法益を害する結果となることは考えられるところ、こうした行為の阻止まで親権者に要求するとすれば、親権者としては、責任を回避するため、通常危険のない行為まで予防的に禁止せざるを得ない。これは、他害行為の防止に万全を期す意味では有益であっても、他害の危険が明らかでない行為についての禁止である以上、子の規範の内面化に資するものではない。子の健全な発育を損なうこうした監督を、民法714条によって義務づけることはできないと解すべきである(城内前掲註2)126頁、前田陽一「判批」『民事判例XII』(日評、2016年)105頁等参照)。

<sup>4</sup> 以上につき、「認知症ねっと」(https://info.ninchisho.net/) 等参照。

として、なお十分でなかった」とする。

以上の判断は、徘徊の可能性を否定出来ない認知症患者につき、介護者は患者が一人で外出しないよう、常に見守りを続ける義務を負うことを前提とする。たしかに、見当識障害のある認知症患者が徘徊すれば、自傷他害のおそれは否定できない。しかし、だからといって、家族には、24時間365日見守りを続ける義務があると結論することには論理の飛躍がある。

平成25年度時点で全国462万人と推計される認知症患者の多くは在宅で生活し、完璧とはほど遠い介護体制の下にあるにもかかわらず、自傷他害行為の発生は稀な事態にとどまる。現に、Aは、日中、頻繁に事務所出入口から外出し、排尿等を行っていたにもかかわらず、本件事故以前、日中の徘徊により問題を生じたことは一度もない。Aは、重度の認知症を患うとはいえ、行動・心理症状(BPSD)があるわけでもなく、事故当時も平穏な日常を送っていた。医学的には、在宅での生活が十分に可能な状態にあったのである。

にもかかわらず、漠然とした可能性だけをとらえて義務を課すとすれば、判決の示唆する 完璧な見守り体制を用意できない認知症患者につき、監督責任を負わされる可能性のある家 族に残された選択肢は、違法な身体拘束を行うのでなければ、本人の意思にかかわらず、病 院ないし施設に隔離することしか残されていない。これは、認知症患者につき「できる限り 住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることのできる社会の実現」を掲げる新 オレンジプランの方向性に逆行する判断であり、障害者権利条約14条 1 項に保障された身体 の自由、19条に保障された地域社会で生活する権利を奪うものと言わざるを得ない。民法が (裁判所が)、障害者のふつうの暮らしを奪う。果たして、これが、民法 2 条に要請される「個人の尊厳」を旨とした解釈といえるのであろうか  $^5$ 。

#### (3) 精神障害者の処遇の歴史と民法714条

#### (a) 精神病者監護法

実は、これは本件原審・第一審に限った問題ではない。判例は、大判昭和8·2·24新聞3529号12頁以来、民法714条1項の法定監督義務者として精神保健福祉法上の保護者ないし同法旧法上の監護義務者・保護義務者を当然に予定していた<sup>6</sup>。この前提には、同法上の保護者等の義務と、民法上の監督義務の同質性があったと考えられるところ、そもそも大審院が参照した同法旧法である精神病者監護法(明治33年施行)は、精神病者が「社会ニ流ス患害ヲナキヨウニ」するため<sup>7</sup>、監護義務者に精神障害者を監置する権限と共に、社会から隔離(=監置)すべき義務を課すものであった<sup>8</sup>。民法714条は、精神病者監護法と共に精神障害者の社会からの隔離を法的に義務づけてきたのである。

<sup>5</sup> 民法2条の要請については、城内「民法の前提とする主体像についての一考察」西内祐介・深谷格編『大改 正時代における民法学の課題と展望』(成文堂、2017年刊行予定) 所収を参照。

<sup>6</sup> なお、民法起草時の議論は専ら未成年者を範型としており、起草者が誰を民法714条の監督義務者と想定していたかは明らかとされていない。

<sup>7</sup> 第13回貴族院議会における精神病者監護法の法案提出理由参照(『帝国議会貴族議事速記録16 第14回議会 上 明治32年』(東大出版会、1980年) 162頁)。

<sup>8</sup> 精神病者監護法8条1項は、監置の必要ある場合、行政庁は監護義務者に精神障害者の監置を命ずることができると規定。この命を履行せざる者等には罰金刑が科せられる(同法19条)。監置室には施錠が義務づけられ、監置の実施状況は警察官により、月に数回視察臨検される。これは、まさに治安維持を目的とした精神障害者の隔離以外のなにものでもない(私宅監置の実態につき、呉秀三、樫田五郎『精神病者私宅監置ノ実況及ビ其統計的視察』(1920年)125頁(国会図書館デジタルコレクション所収)参照)。

#### (b) 精神衛生法

昭和25年、精神衛生法施行に伴って私宅監置は禁じられた(同法48条)。もっとも、同法も「正常な社会生活を破壊する危険のある精神障害者全般」を「精神病院又は精神病室に収容すること」を趣旨とし<sup>9</sup>、同法により整備された強制入院制度は、他害の危険のある精神障害者の隔離収容政策をさらに徹底するものであった。同法下、牧畜業とまで揶揄された私立の精神科病院は増床を重ね、精神衛生法施行時に2万床程度であった精神科病床は、昭和62年には34万7千床余に達している(医療施設調査)。

むろん、同法は、自傷他害のおそれのない精神障害者に入院を義務づけるものではない。 しかし、任意入院の制度も訪問介護サービス等の公的支援も存しなかった当時、家族だけで 24時間365日、精神障害者の自傷他害行為を防止すべく監督を続けることは不可能に近い難 事であった。精神障害者の行動は専門家でも予測困難といわれるところ、裁判例には、寛解 状態にあった統合失調症患者が、ほとんど再発の兆候もない中、最後の通院から1ヶ月も経 たずに起こした殺人事件につき、父親の監督義務違反を認めた判決もある(高知地判昭和 47·10·13下民集23巻9-12号551頁)。精神障害者の家族に在宅介護を選択する余地はないのが現実 であって、保護義務者制度は、上述の国の政策と相俟って、「同意入院の際の同意権者を決 定するためにのみ機能している」のが実情であった<sup>10</sup>。

#### (c) 精神保健法・精神保健福祉法と保護者制度改革

昭和62年施行の精神保健法は精神障害者の「社会復帰の促進」、平成9年施行の精神保健福祉法は、精神障害者の「自立と社会経済活動への参加の促進」を目的として明記したが、精神障害者が在宅での生活を選択できない状況は、現在に至るまで基本的に変わっていない。たしかに措置入院患者数は激減したが11、精神科病床数は高止まりが続き、医療保護入院届出数も8万件前後で横ばいを続けた後、平成9年頃から急増して平成25年には21万2千件に達している(衛生行政報告例)。この背景には、精神科病院が高齢化により激増した認知症高齢者の受け皿となった事情があるが、患者調査(平成26年)によれば、認知症患者の平均入院日数は統合失調症患者に次いで長期化する傾向にある。本来、統合失調症にせよ認知症にせよ、医学的には、急性期の一時期を除き、在宅での生活が十分に可能であるにもかかわらず、入院日数が長期化する傾向は、本人が急性期を脱しても家族が在宅で介護できる状況にないことを示しているといえよう12。精神保健福祉法が平成11年改正において保護者の自傷他害防止監督義務を削除し、平成25年改正において保護者制度自体を廃止したのは、以上の現実を踏まえ、精神障害者を支える家族の負担を少しでも軽減する趣旨であった。

## (d) 社会的障壁としての民法714条

この精神保健福祉法平成11年改正に向けた議論において、保護者が自傷他害防止監督義務 を課されることの負担として具体的に問題とされたのは、民法714条の監督義務であった<sup>13</sup>。 そもそも、同法上、自傷他害防止のため保護者にできるのは医療を受けさせることだけであ

<sup>9</sup> 第7回国会衆議院厚生委員会第22号(昭和25年)における中山壽彦参議院議員による法案提出理由参照。

<sup>10</sup> 吉本俊雄「保護義務者の精神障害者に対する監督責任」判タ599号(1986年)6 頁以下参照。

<sup>11</sup> 措置入院患者数は、ピーク時に6万5千人、昭和62年にも2万人余を数えたが、現在は1500人前後にとどまる (衛生行政報告例)。

<sup>12</sup> 社会的入院の推計値は調査により異なるが、平成16年の『精神保健医療福祉の改革ビジョン』は、「受入条件が整えば退院可能」な精神科病床入院患者の数を、約7万2千人とする。

<sup>13</sup> 以下、第4回精神保健福祉法に関する専門委員会議事録による。

るところ、裁判例は、精神障害の診断を前提に、①現在明らかに危険が切迫した状態にある、②著しい病的状態が認められる、③過去にも同様の状態があった、のいずれかの状態にもかかわらず、医師との連絡や相談、警察や保健所等への連絡といった実行可能な対応行動がとられなかった場合に、民法714条の監督義務違反を認定してきた。これが保護者にとって過度の負担とされたのである。精神障害者が在宅で生きる選択をする上で、民法714条は障害者基本法にいう社会的障壁そのものであったといえよう。

むろん、障壁が社会に由来するからといって、全ての障壁を排することが当然に義務づけられるわけではない<sup>14</sup>。しかし、民法自体が2条において個人の尊厳を旨とした解釈を義務づけ、障害者権利条約および、これを承けた障害者基本法の下に整備された障害者福祉にかかる一連の特別法も、国家に対し障害者の権利保障に係る法的措置を要求するところ、この拘束は、国家機関である裁判所による解釈にも当然に及ぶ。障害者の権利実現を阻む民法解釈は、法的にも変更を要請されているのである。

## 5. 精神障害者に対する監督義務の再構成

## (1) 自傷他害行為の阻止義務

では、民法714条はいかに解釈すべきなのであろうか。上述の通り、精神障害者の他害行為の防止に係り必要とされるのは、内なる規範を実現するための適切な支援であり、自傷他害の切迫した危険に対する一時的な強制力の行使であると考えられるところ、従来、民法714条の議論としては、責任能力を欠く精神障害者の家族につき、主に後者に係る義務が論じられてきた。しかし、家族は、精神病者監護法上の私宅監置の義務はもちろん、精神保健福祉法上の自傷他害防止監督義務、治療を受けさせる義務も負わないこととなったのであって、もはや家族に精神障害者への強制力の行使を義務づける根拠は存しない。家族の負担軽減という精神保健福祉法改正の趣旨に照らし、法の準用も認めるべきではなかろう。

私見によれば、現在、法律上、強制力を用いても自傷他害行為を防止すべき義務を課されていると解しうるのは、精神科病院の管理者のみである<sup>15</sup>。精神科病院は、措置入院患者につき、自傷他害のおそれがあることを前提に、入院を受け入れることを義務づけられている(精神保健福祉法29条4項、29条の2第1項)。同義務は、受け入れた措置入院患者につき、精神科病院の管理者が、自傷他害の事態が生じないよう監督すべき義務を負うことと裏表の関係にある<sup>16</sup>。従来、精神科病院は、民法714条2項の代理監督者として論じられてきたが、精神科病院は、自らの法的義務として措置入院患者を受け入れたのであり、一次的な監督責

<sup>14</sup> 星加良司「社会モデルの分岐点」川越敏司・川島聡・星加良司編著『障害学のリハビリテーション』(生活書院、 2013年) 24頁以下等参照。

<sup>15</sup> なお、木内裁判官は、介護施設管理者も入所者の行動制限を行う権限が与えられていることから、法定監督義務者に位置付ける。しかし、介護施設につき法令が定めるのは、「当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」に、例外的な身体拘束を行う権限のみである(介護保険法に基づく運用基準等参照)。精神科病院と違い、自傷他害のおそれがあることを前提に入所を引き受けたわけでもない以上、入所者の自傷他害行為阻止義務を根拠づけることは困難と言わざるを得ない。

<sup>16</sup> なお、精神科病院が負う他害行為の阻止義務は、あくまで過失責任と解される。例えば、回復期の統合失調症 患者に24時間の監視は必要ないところ、適切な見守りを行っていたにもかかわらず、他害行為の兆候を把握でき ず、損害発生を防げなかったケースでは、措置入院患者についても病院は免責されるべきであろう。

任を負うと解すべきであろう17。

なお、民法714条はゲルマン法上の家長の責任を起源とするところ<sup>18</sup>、家族以外の者を監督 義務者とする解釈には反論も予想される。しかし、精神保健福祉法の平成11年改正を含む一 連の立法において、我が国は、精神障害者につき家族が責任を負う前提を放棄した。これは、 民法714条がゲルマン法以来の前提を喪ったことを意味するところ、本稿は、民法713条との 関係で実質的にも民法714条を空文化するわけにはいかない中<sup>19</sup>、他害行為の防止という民法 714条の原点に立ち戻り、障害者の権利保障と調和する形での再構成を試みるのである。

#### (2) 見守りの義務

責任無能力者に対する監督は、本人の現状把握を目的とした「見守り」と、この現状への「対応」に大別されるところ、精神科病院の管理者は、自傷他害のおそれのある措置入院患者につき、こうした行為を阻止する義務を負う前提として、入院中の患者に対し適切な見守りを行う義務を負うと解される。では、精神科病院の管理者以外に、こうした義務を負う者はいないのであろうか。

この点、本件第一審・原審は、徘徊の可能性が否定出来ない認知症患者につき、監督義務者が目を離さないこと(目を離さない介護体制をとること)を要求した。従来の裁判例においても、例えば、福岡高判平成18·10·19判タ1241号131頁は、異常な挙動ありとして警察に保護された統合失調症の息子 A を精神科に受診させるため自宅に連れ帰った両親につき、「監督義務を履行したというためには、直ちに A を精神科に受診させた上、医師の指示に従うか、それが直ちにできないのであれば、少なくとも A から目を離さず、その行動を継続的に監視することが必要であった」として、A を自宅にひとりにした親の監督義務違反を肯定する。

もっとも、いずれの判決も、精神保健福祉法上の自傷他害防止監督義務が削除された後の 判断であるところ、精神障害者の家族に見守りが義務づけられる法的根拠は明らかでない。 福岡高裁判決が、精神科に受診させた上で医師の指示に従う選択肢を示すことからは、ある いは同義務から導かれるとの解釈かもしれないが、自傷他害防止監督義務を負わない保護者 が、受診させるまでという限定付きとはいえ、何故、他害行為に至らぬよう監督(監視)を 義務づけられなければならないのか、説明がつかない。

従来、家族は、本人と「365日一緒に暮らしながら交代もなく、休息もなく」「へとへとになってくたびれながら、状態がよくなったり悪くなったりするのを見守」り続けてきた<sup>20</sup>。家族をこうした介護の桎梏から解放し、介護を社会化する。これが、精神保健福祉法の平成11年改正、後見人の療養看護義務を削除した同年の民法改正、平成12年施行の介護保険制度の意図したところであって、家族故に当然に見守りの義務を負うとする判決の立場は、こうした法の趣旨に反するものといわざるを得ない。少なくとも、以上の方向性を保護者制度廃止という形で改めて示し<sup>21</sup>、保護者の義務規定を削除した精神保健福祉法平成25年改正以降

<sup>17</sup> なお、精神科病院は、医療保護入院患者および任意入院患者に対し、医療契約上の自傷防止義務は別論、他害防止に係る民法714条の監督責任は負わないものと解される。

<sup>18</sup> 我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』(日本評論社、1988年、1937年版復刻) 155頁参照。

<sup>19</sup> 私見は、過失責任主義の下では責任無能力者の免責が理論的に必要と考えるが、詳細を論じる紙幅はない。

<sup>20 「</sup>保護者制度・入院制度の検討」に係る作業チーム (以下、「作業チーム」) (2011年1月7日) 議事録における 野村忠良構成員意見参照。

<sup>21</sup> 平成25年改正の趣旨につき、作業チーム(2011年1月7日)議事録における町野朔座長意見参照。

については、治療の必要性を障害者本人に説明して精神障害者を受診させる役割、退院した 障害者が地域で生活できるよう支援する役割は、基本的に行政が担うこととなったのである から、これと重複する形で家族に見守り義務が課せられることは考えられないといえよう。

では、その他の関係者について民法714条の監督義務としての見守りは要請されているのであろうか。この点、訪問介護や施設介護を担う介護事業者は、契約上、見守りの義務を負うことがあるが、他害行為の防止に向けた民法714条の義務とは分けて考えるべきであろう。

#### (3) 医療・福祉担当者と連携を保つ義務・提供された情報に適切に対応すべき義務

#### (a) 義務の内容

精神障害者の他害行為を防止する上で強制入院は最後の手段であり、ほとんどのケースは、適切な支援、すなわち一時的な入院や投薬、睡眠導入剤等による入眠、信頼関係のある介護者からの声かけ等により、内なる規範を呼び起こすことができる。むろん、こうした支援は、基本的には、主治医やケアマネージャーといった医療・福祉の担当者が、その平常業務の中でニーズを把握し、対応すべき問題である。しかし、実際に介護を担い、共に暮らし、あるいは折々に連絡をとりあうなかで、家族やパートナー、介護に携わる専門家が精神障害者の切迫した危険を知ることは考えられる。こうした情報が医療・福祉の関係者にフィードバックされれば、危機的状態に至る一歩手前で、必要な支援を提供することが可能となり、他害の危険を低減することができるのみならず、本人に対する侵襲も最小限に抑えることができる。精神障害者に日常接する者のほか、この役割を果たしうる者がいないことを考慮すれば、義務者に過重な負担とならない限り、民法714条の枠組において、自らの知り得た限りの情報の提供を義務づけることは、衡平の理念からも正当化できよう。

では、こうした情報提供が過重な負担となるのはどのような場合であろうか。精神障害者の処遇の歴史に明らかなように、民法714条が監督義務者に過度の負担を課せば、不法行為責任は免れたとしても、本人の行動の自由や地域で生きる権利は実質的に奪われてしまう。 木内裁判官の補足意見は、この趣旨をいうものと理解できよう。

上述の通り、精神保健福祉法の平成11年改正時の議論においては、裁判例が上掲の①~③ の場合に対応義務を課すことが過度の負担を課すものとして問題視された。もっとも、専門 調査会の席上、佐伯仁志委員も指摘したように、「まさに現に、例えば自殺しようとしているとか、あるいは他人を傷つけようとしている」といった自傷他害の具体的危険が切迫している①の場面において、容易にこれを防止しうる者が対応を義務づけられることと、③のように、過去に同様の症状があったというだけで、現在は具体的な危険が存しないにもかかわらず「漠然とした危険」のみを根拠に対応が義務付けられることには、監督義務者の負担において大きな違いがある<sup>22</sup>。具体的危険が切迫している場面に限定する限り、義務の賦課が過度な負担となることはないのではあるまいか<sup>23,24</sup>。

<sup>22</sup> 過去に同様の状態があっただけで対応義務が課されるのであれば、監督義務者は、一度でも他害の危険ありとされた精神障害者に対しては、寛解状態に至っても常に特別の対応を実践しない限り、万が一の場合の責任を免れないこととなってしまう。上掲高知地裁の判断が、精神障害者の家族に衝撃を与えた所以である。

<sup>23</sup> なお、著しい病的状態が認められたとしても (②)、自傷他害のおそれが切迫していない限り、他害防止に係る民法714条の監督義務が問題となることはないと解される。

<sup>24</sup> 専門委員会における佐伯委員の発言は、自傷他害防止監督義務が全面的に削除された背景に、「無過失責任に近いと一般に言われている」民法714条の監督義務が課せられることへの警戒があったことも示唆する。こうし

むろん、情報提供先が例えば警察で、通報により警察官が駆けつける事態に至るとすれば、警察には市民を保護する役割があるため、当たり前の職務を遂行しているにすぎないとしても、本人との信頼関係を損なう事態にもなりかねず、一般的な感情として通報者の心理的負担は否定出来ない<sup>25</sup>。上掲の議論において、警察への通報等が過度な負担となるとされた理由の一つであろう。しかし、こうした負担感は、例えば、連絡先がケアマネージャー、あるいは24時間対応の精神医療相談窓口ないし精神科救急情報センターであれば、大きく軽減される。精神障害者を支援する上で、関係者が知恵を出しあうことが何より重要であることは、ケア会議の意義にも明らかであるところ、緊急時において、関係者に最低限の情報提供を義務づける枠組として、民法714条を再構成することが求められているのである<sup>26</sup>。

以上の義務に対応し、同義務の履行として精神障害者の切迫した危険につき情報提供をうけた医療・福祉の担当者には、その危険の程度に応じ、入院が必要なのか、訪問支援による対応なのか、支援の頻度の調整が必要かなどを見極め、適切な対応をとるべき義務が課せられることとなる。

#### (b) 義務者の範囲

実は、関係者と連携をとるべき義務は、社会福祉士・介護福祉士については、法律上の義務でもある。社会福祉士及び介護福祉士法47条は、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、業務を行うにあたって福祉サービス関係者等との連携を保たなければならないことを定める。この義務は、民法714条1項の法定監督義務の根拠となりうるところ、社会福祉士・介護福祉士が業務上把握した精神障害者の危機的状況は、民法714条の要請としても、ケアマネージャーないし精神科救急情報センター等への報告を義務づけられるのである<sup>27</sup>。

では、法定監督義務を負わない者に、以上の義務は課せられないのであろうか。本判決は、 法定監督義務者に該当しない者であっても、監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が 認められる場合には、衡平の見地から民法714条を準用するとの基準を示し、この特段の事 情の有無に係る考慮要素として、

#### (ア) その者自身の生活状況や心身の状況

た懸念は、同条の監督義務が過失責任主義の下にあること (=監督義務者が行為義務を尽くせば実際に免責されること)を明確に示すことで払拭できよう。

<sup>25</sup> 警察に連絡することに係る家族の心理的抵抗につき、作業チーム(2011年1月20日)議事録における鴻巣泰治 構成員発言参照。

<sup>26</sup> 以上の義務については、民法709条の義務と解すればよいとの考え方もありうる。しかし、介護に係る役割を事実上引き受けているにすぎない家族等には、通常、民法709条の責任を問う前提として作為義務を課す根拠たる先行行為も、法令上・契約上の根拠も存しない。民法714条の準用が必要となる所以である(橋本佳幸『責任法の多元的構造』(有斐閣、2006年)第1編等参照)。

なお、青野博之「判批」新・判例解説 Watch19号(2016年)65頁は、監督を現に行っている者が監督義務を引き受けたと見るべき特段の事情が認められる場合は、意思による引受けであり、監督という作為義務を法律ではなく、意思によって引き受けた場合であるから、民法709条によって考えるべき旨を論じるが、家族が、介護にとどまらず、他害行為を防止する責任まで意思によって引き受ける事態は、実際には、ほとんど考えられないのではあるまいか。また、吉村良一「判批」立命369・370号(2016年)896頁は、責任能力ある未成年者の親権者の責任を問題とした最二小判平成18・2・24判時1927号63頁を参照すべきことを提言するが、民法820条の適用のある親権者と、作為義務の根拠を欠く精神障害者の家族を同視することが適切とは思われない。二宮周平「判批」実践成年後見63号(2016年)72頁、久須本かおり「判批」愛大208号(2016年)218頁も、民法709条での対応を提言するが、作為義務の根拠は不明である。

<sup>27</sup> これらの業務は有資格者でなくとも行うことができるが、資格取得者以外の者についても、「福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう」努めるべきは当然であって、法定義務者に準じ、監督義務が課されることとなろう。

- (イ) 精神障害者との親族関係の有無・濃淡
- (ウ) 同居の有無その他の日常的な接触の程度
- (エ) 精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情
- (オ) 精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容
- (カ) 精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動に対応して行われている監護や 介護の実態

#### を挙げる。

検討するに、(オ)の判断として自傷他害の危険の切迫性が否定されるならば、そもそも 民法714条を類推適用する必要はない。また、日常的な接触があり、監護・介護に携わって いたとしても、いわゆる老老介護・認認介護の場合等、(ア)の状況によっては、実質的に 監督義務の履行が困難な場合も考えられる。

(イ)の親族関係の有無・濃淡は、例えば、単なるルームシェアの相手等につき責任を否定する理屈として必要になる。むろん、親族関係がない場合であっても、人の関わり方には様々な形態がありうるところ、パートナーシップのあり方によっては、親族関係がなくとも、衡平の見地から精神障害者の行為に係る責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められる場合も考えられよう。(エ)は、こうしたケースまでをも視野に入れる考慮要素と考えられる。

日常的な接触のなかで気づき得た情報の提供義務が問題となっている以上、(ウ) も義務者を判断する要素として重要である。同居の有無が例示されるが、仮に同居していなかったとしても、頻繁に電話で話している等の事情があれば考慮されよう。一方、(カ) の判断として、本人との関わりが介護を伴わない同居など日常的な接触にとどまる場合であっても、自傷他害の危険の切迫性に気付き得た以上、情報提供を求めることは衡平の見地から認められるものと考えられる。

以上の判断枠組によれば、まず、精神障害者と日常的に接触がある親族等については、身体的・精神的に義務履行が可能である限り、介護等への関与の有無を問わず、法定監督義務者に準じて切迫した危険についての情報提供義務を負うと解される。血縁関係がない場合であっても、パートナー等として、単に生活空間を共有するにとどまらない関係性を有している場合には、衡平の見地から、同じく義務が課せられることとなる。むろん、気付き得る内容は、接触の程度により異なる。例えば、認知症の親と同居しているが介護には携わっていない場合、限られた接触の範囲で気付き得た限りで情報提供を求められるにすぎないのであって、これは、決して介護の社会化を進めた時計の針を逆転させる発想でないことには注意が必要である。

本件事案についてみるならば、 $Y_1$ 、 $Y_2$ 、B は、いずれも法定監督義務者に準じた責任を負うと解される。なお、本件は、B や Y らによって手厚い介護がなされていた事案であるが、仮に、こうした介護がなかったとしても、事故当時、A に切迫した危険を示す兆候が見られなかった以上、そもそも B や Y らに提供を義務づけられる情報は存しなかったのであって、民法714条 1 項但書による免責が認められることとなろう。

以上の判断枠組は、本件事案に即し、主に家族等を範型として民法714条が準用される者の範囲を画するものであった。しかし、精神障害者に日常接するのは家族等に限られないと

ころ、介護事業者については、実務にあたる介護福祉士(法定監督義務者)等とともに、切迫した危険を知った場合は、法定監督義務者に準じ、医療機関等と連携して対応にあたるべき義務を負っていると解される。

#### (c) 複数の義務者によって担われる監督義務

なお、以上の議論は、民法714条の監督義務者が複数となることを前提とする。今日、「24時間体制、365日体制、それが何年にも及び、本人の生活の質の維持をこころがける認知症高齢者の在宅での介護は、身近にいる者だけでできるものではないが、身近にいる者抜きでできることでもない。行政的な支援の活用を含め、本人の親族等周辺の者が協力し合って行う必要があることであり、各人が合意して環境形成、体制作りを行い、それぞれの役割を引き受けている」(木内意見)。24時間365日体制の見守りを一人の監督義務者が担うのは、身体的・精神的・経済的に過重な負担となり、責任無能力者本人にも行動制限という形で悪影響が及びかねないのであって、介護の社会化の要請は、以上の趣旨で論じられてきた。木内裁判官が指摘する介護の実態を踏まえれば、分業体制の介護において、自らが担当しない内容につき責任を問うても他害防止を図る上で実効性はなく、義務者に過重な負担を強いるものでしかない。

従来、監督義務を一人の義務者が担うことには、被害者が責任追求すべき主体を明確にする意義もあった。しかし、訴えてみなければ責任主体がわからない現状と比較し、本稿の提言により被害者の置かれた状況ははるかに改善される。監督義務者にとっても、危険の切迫性が認識される状況になかったこと、あるいは医療・福祉担当者と連携をとっていることを立証すれば免責されるのであって、訴訟対応コスト等の負担はあるとしても許容範囲にとどまるのではあるまいか。

## 6. 残された課題

以上の解釈は、障害者の権利保障の観点から、基本的には、精神障害者への適切な支援によって他害行為を防止する枠組として、民法714条を再構成する試みであった。しかし、こうした解釈の下、精神障害者の行為について被害者が賠償を受けられなくなるケースが生じることは避けられない。

本判決をうけた評釈には、この点に言及する論稿も多く、その内容は、被害者が放置される現状を「法の欠缺」とする見解<sup>28</sup>、逆に、被害者は救済しなければならないという発想自体が過ちとする見解<sup>29</sup>、民法713条を削除すべきとする見解<sup>30</sup>、社会保険による解決の必要性に言及する見解等<sup>31</sup>、さまざまであるが、私見を論じる紙幅は残されていない。後日の課題としたい。

(摂南大学法学部准教授)

<sup>28</sup> 窪田充見「時論:最判平成28年3月1日-JR 東海事件上告審判決が投げかけるわが国の制度の問題」ジュリ 1491号62頁 (2016) 参照。

<sup>29</sup> 樋口範雄「『被害者救済と賠償責任追及』という病」曹時68巻11号(2016年)2731頁参照。

<sup>30</sup> 久須本かおり「認知症の人による他害行為と民法714条責任、成年後見制度」愛大203号(2015年)67頁等参照。

<sup>31</sup> 長沼健一郎「認知症高齢者列車事故への保険論的視角」週刊社会保障2876号(2016年)48頁等参照。